令和10年度以降の大阪府公立高等学校入学者選抜制度について

令和７年７月

大阪府教育委員会

# はじめに

大阪府教育委員会では、社会の変化や府立高等学校に対する生徒・保護者等のニーズを踏まえ、各校が特色化・魅力化を推進するとともに、受験生が自身の得意や適性、興味・関心等を考え、将来の自己実現につながる選抜とすること、高等学校の入学に向けて、高等学校と入学生の双方の準備期間が十分に確保され、入学生が中学校から高等学校にスムーズに進学できることを目的に、令和10年度以降の入学者選抜制度改善方針をとりまとめ、令和７年３月に定めた。この改善方針を踏まえた基本的な考え方を示す。

# 第１　入学者選抜制度改善の基本的考え方及びその内容

令和10年度以降の入学者選抜制度の基本的な理念は、公教育が果たすべき役割を踏まえて以下のとおりとする。

・高等学校への就学機会を保障するとともに、生徒が主体的に学校選択を実現できること

・高等学校が自校のアドミッション・ポリシー（求める生徒像）に適う生徒を求めることができること

・中学校及び高等学校の教育活動に与える影響に十分配慮したものであること

・受験生にとって公平でわかりやすい入学者選抜制度であること

・生徒の個性を輝かせ、可能性を引き出し、充実した高校生活につながる選抜であること

## １　選抜機会

(1) 現行の特別入学者選抜、大阪府立豊中高等学校能勢分校選抜及び一般入学者選抜を一本化し、「一般入学者選抜」（以下「一般選抜」という。）として実施する。

生徒が安心した高校生活を送ることができるよう、合格発表後から入学までの期間を高校生活に向けた準備期間として確保する。

(2) 同一校内の学科間の複数志望を認める。

一般選抜において、募集人員を複数の学科等ごとに設定している高等学校では、同一の学力検査問題を使用し、同一校内の異なる学科等間（例：普通科と国際文化科、工業に関する学科（総合募集）と工学系大学進学専科、体育科と普通科）の第１志望・第２志望の複数志望を認めることにより、当該高等学校への進学を希望する生徒の就学機会を確保する。

(3) 第２志望校への出願機会を設定する。

一般選抜（全日制の課程）において、公立第１志望校に加え、公立第２志望校についても出願できる機会を設けることにより、公立高等学校への進学を希望する生徒の就学機会を確保する。なお、第２志望校における合格者の決定は、当該校を第１志望とする志願者数が募集人員に満たない高等学校において行う。

(4) 二次入学者選抜を実施する。

一般選抜における合格者数等が募集人員に満たない学科等において、二次入学者選抜（以下「二次選抜」という。）を実施する。

(5) その他の入学者選抜として、海外から帰国した生徒の入学者選抜（以下「帰国生選抜」という。）、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜（以下「日本語指導が必要な生徒選抜」という。）、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜（以下「自立支援選抜」という。）、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜（以下「自立支援補充選抜」という。）及び秋季入学者選抜（以下「秋季選抜」という。）を、別途実施する。

## ２　選抜日程

(1) 一般選抜の学力検査等実施の基準日は３月１日とする。

(2) 二次選抜は一般選抜の合格発表後に実施する。

(3) 上記１(5)のその他の入学者選抜の学力検査等の基準日は、２月16日とする。ただし、自立支援補充選抜については二次選抜と同日程で、秋季選抜については９月中旬に実施する。

## ３　選抜資料

選抜資料は、学力検査、調査書、実技検査、面接、作文及びエントリーシートの中から、それぞれの入学者選抜において定める（「第２　各入学者選抜の具体的事項」参照）。学校特色枠（３－１(3)参照）で各高等学校長が必要とする選抜資料は、教育委員会に具申し、教育委員会が決定する。

## ３－１　学力検査等

(1) 原則５教科の学力検査を実施する。

中学校で培った学力を幅広く、国語、社会、数学、理科、英語の教科で評価するとともに、受験生が、当該教科に対する十分な知識の習得を経て入学者選抜に臨み、高等学校における学習活動へ円滑につなぐことができるよう、５教科（国語、社会、数学、理科、英語）の学力検査を実施する。各教科の学力検査の満点は90点満点とする。ただし、一般選抜全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール及びステップスクール）、定時制の課程及び通信制の課程、二次選抜、その他の入学者選抜並びに追検査については、別に定める（「第２　各入学者選抜の具体的事項」参照）。

国語、数学、英語の学力検査問題については、Ａ問題、Ｂ問題及びＣ問題の３種類を作成する。３種類の問題構成は、Ａ問題は基礎的問題及び共通問題、Ｂ問題は標準的問題及び共通問題、Ｃ問題は発展的問題及び共通問題とする。各高等学校が使用する問題は当該高等学校長が選択し、教育委員会が決定する。

理科、社会については、１種類とする。

(2) 学力検査「英語」において、英語資格（外部検定）を活用する。

学力検査「英語」において、外部機関が認証した英語力判定テスト（TOEFL iBT、IELTS及び実用英語技能検定（英検）を対象とする。）のスコア等（以下「スコア等」という。）を活用する。活用に当たり、府教育委員会はスコア等に応じた読替え率を定め、この読替え率により換算した点数と英語の学力検査の点数を比較し、高い方の点数を当該受験者の英語の学力検査の成績とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| TOEFL iBT | IELTS | 実用英語技能検定 | 読替え率 |
| 60点～120点 | 6.0～9.0 | 準１級・１級 | 90％ |
| 50点～59点 | 5.5 | （対応無し） | 80％ |
| 40点～49点 | 5.0 | ２級 | 70％ |

(3) 一般選抜において、合格者決定の第１手順として、学校特色枠を設定する。

生徒の個性や可能性を引き出すとともに、より各校の特色と受験生の興味関心とが合致する選抜制度とするため、新たに合格者決定の第１手順として学校特色枠を設定する。学校特色枠は、その枠に応募する者のみを対象とし、学校特色枠に応募しない志願者は、総合点（「第２　各入学者選抜の具体的事項」参照）による判定を行う。

学校特色枠の設定については、次のとおりとする。

ア　学校特色枠では、「学科の特性」「探究活動」「地域貢献」「文化的・体育的活動」など、各高等学校のアドミッション・ポリシー（求める生徒像）に応じた実施区分を設定して募集を行う。

イ　各校で設定できる実施区分は３種類までとする。

ウ　志願者が応募できる学校特色枠は１つとし、学校特色枠に応募する者は出願時に申告する。

エ　全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール及びステップスクール）、定時制の課程及び通信制の課程においては、課程・学科等の特色を踏まえて面接を実施していることから、全ての志願者を対象にアドミッション・ポリシーを踏まえた選抜手順を別に定める。

(4) 第２志望校における合格者の決定に当たっては、第１志望校における学力検査（国語、数学、英語）の共通問題の成績及び調査書の評定を選抜資料とする。

## ３－２　調査書

調査書については、次の(1)に示す評定のみとし、活動/行動の記録の記載は不要とする。

(1) 各学年の必修の全教科について、中学校学習指導要領に示す当該学年の目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）に基づく評定を、５段階で評価する。

(2) 評価対象学年は第１学年から第３学年とする。

中学１年からの学習活動を幅広く評価するとともに、中学３年での学力をより重視する観点から、第３学年の評定を第１、第２学年の評定の合計より重く評価する（３年評定＞２年評定＋１年評定）こととし、各学年の評定の比率を、３年：２年：１年 ＝ ３：１：１とする。

(3) 総合点の算出にあたり、学力検査の成績と調査書の評定の比率について、５つのタイプを設ける。

一般選抜（全日制の課程総合学科（ステップスクール）、定時制の課程及び通信制の課程を除く。）において、それぞれの高等学校の状況に合わせて合格者を決定できるよう、総合点（「第２　各入学者選抜の具体的事項」参照）を算出する際の学力検査の成績と調査書の評定の比率について、「３：７」「４：６」「５：５」「６：４」「７：３」までの５つのタイプのうちから、各高等学校長が選択し、教育委員会が決定する。

(4) 各教科の評定を同等に扱う。

中学校における生徒の各教科の学習状況を、全体として偏りなく評価する観点から、総合点を算出する際に、原則として９教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語）の評定に軽重をつけず、同等に扱う。ただし、一般選抜全日制の課程総合学科（ステップスクール）については、別に定める（「第２　各入学者選抜の具体的事項」参照）。

(5) 自立支援選抜及び自立支援補充選抜において提出する調査書については、別に定める。

# 第２　各入学者選抜の具体的事項

## １　一般選抜

## １－１　全日制の課程（総合学科（エンパワメントスクール及びステップスクール）を除く。）

(1) 検査実施日

・３月１日を基準日とする。

(2) 学力検査等

・学力検査を実施する。

・全日制の課程工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科）、総合造形科、美術科、音楽科、体育に関する学科、グローバル探究科、演劇科及び芸能文化科（以下「実技検査を実施する学科」という。））においては、学力検査に加え、実技検査を実施する。

なお、実技検査は当該学科を第１志望とする者が受験する。

・学力検査の実施教科は、国語・社会・数学・理科・英語の５教科とする。

・学校特色枠においては、各高等学校で定められた検査を実施する。

(3) 選抜方法

ア　学力検査の成績の合計と調査書の評定の合計（第１「３－２　調査書」を参照）に、府教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、府教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合算した点数を総合点とする。実技検査を実施する学科においては、それに加え、実技検査の成績を合算した点数を総合点とする。

イ　第１手順として、学校特色枠に応募した者の中から、あらかじめ各高等学校で定められた手順により合格者を決定する。なお、複数の学科等を設置している高等学校においては、受験者は第１志望の学科等において判定を行う。

ウ　第２手順として、第１手順による合格者を除き、総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。

エ　ウにおいて、複数の学科等を設置している高等学校における各学科等の合格者の決定に当たっては、次のとおりとする。

|  |
| --- |
| 合格者の決定方法①　受験者を、第１志望の学科等に関係なく総合点の高い者から順に並べる。②　総合点の高い者から順に、第１志望の学科等に振り分ける。③　②において各学科等の募集人員に当たる人数に先に達した学科等について、総合点の高い者から順に、募集人員を満たすよう合格者を決定する。④　すでに合格となった者及び③において選抜を行った学科等のみを志望している者を除き、①、②、③の手順を繰り返し、各学科等の合格者を決定する。ただし、②において、第１志望の学科等にすでに不合格となり、他の学科等を第２志望としていた者については、第２志望の学科等を第１志望として扱う。 |

オ　エにおいて、実技検査を実施する学科と実技検査を実施しない学科とを併置する高等学校においては、実技検査を実施する学科においてイ及びウの手順により合格者を決定した後、他の学科の合格者をイからエの手順により決定する。ただし、第１志望の実技検査を実施する学科をすでに不合格となり、他の学科等を第２志望としていた者については、ウ及びエの手順において、第２志望の学科等を第１志望として扱う。

カ　オによる合格者の決定後、実技検査を実施する学科で、合格者数が募集人員を満たしていない学科においては、オによる合格者を除いた者のうち、実技検査を実施する学科を第２志望とする者の中から、総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。

## １－２　全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール）

(1) 検査実施日

・３月１日を基準日とする。

(2) 学力検査等

・学力検査及び面接を実施する。

・学力検査の実施教科は、国語・数学・英語の３教科とする。

・エントリーシートを選抜資料とする。

(3) 選抜方法

ア　選抜の第１手順として、面接及びエントリーシートの記載内容を資料として、自校のアドミッション・ポリシー（求める生徒像）に最も適合する者から順に、募集人員の50％を上限として合格とする。エントリーシートは教育委員会が様式を定め、志願者は出願時に提出するものとする（以下同じ）。

イ　第１手順による合格者を除いた者の中から、選抜の第２手順として、総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。

ウ　総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

(ｱ) 学力検査の各教科の成績を合計する。

(ｲ) 調査書中の各学年の各教科の評定に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(ｳ) (ｱ)及び(ｲ)で算出した点数に、府教育委員会が定める倍率の中からあらかじめ各高等学

校長が選択し、府教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

## １－３　全日制の課程総合学科（ステップスクール）

(1) 検査実施日

・３月１日を基準日とする。

(2) 学力検査等

・学力検査及び面接を実施する。

・学力検査の実施教科は、国語・数学・英語の３教科とする。

(3) 選抜方法

ア　学力検査の成績と調査書の評定を合算したものを「これまでの学び等に関する評価（以下「学びに関する評価」という。）」とし、面接による評価を「高校生活に対する意欲等に関する評価（以下「意欲に関する評価」という。）」とする。

イ　学びに関する評価及び意欲に関する評価をそれぞれ一定の幅に区分して組み合わせた段階による評価（以下「群」という。）を行う。なお、学びに関する評価及び意欲に関する評価の比率については、府教育委員会が別に定める。

ウ　学びに関する評価の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

(ｱ) 学力検査の各教科の成績を合計する。

(ｲ) 調査書中の各学年の各教科の評定に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて、教科ごとに合計する。受験者ごとに調査書の評定の高い３教科についてその評定をそれぞれ２倍し、各学年の必修の全教科の評定を合計する。

(ｳ) (ｱ)及び(ｲ)で算出した点数に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。

エ　１群から順に、各群に含まれる受験者数の累計が募集人員を満たすよう合格群を決定し、合格群に含まれる者を合格者と決定する。

## １－４　定時制及び通信制の課程

(1) 検査実施日

・３月１日を基準日とする。

(2) 学力検査等

・面接を実施する。エントリーシートを面接の参考資料とする。

(3) 選抜方法

・面接の評価及び調査書を総合的に判断し、合格者を決定する。

## １－５　第２志望校における判定（定時制及び通信制の課程を除く。）

(1) 実施校等

・当該校を第１志望とする志願者数が募集人員に満たない高等学校において行う。

・複数の学科等を設置する高等学校においては、当該校を第１志望とする志願者数が募集人員を満たさず、当該学科等を第１志望とした志願者数が当該学科等の募集人員に満たない場合に行う。ただし、当該学科等の募集人員を、当該校を第１志望とした合格者数で満たした学科等を除く。

(2) 学力検査等

・第１志望校における学力検査（国語・数学・英語）の共通問題を使用する。

(3) 選抜方法

ア　学力検査の共通問題の成績と調査書の評定に府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合算した点数を総合点とする。

イ　総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。

ウ　イにおいて、複数の学科等を設置している高等学校では、原則として同一校内の異なる学科間の第１志望・第２志望を認め、総合点の高い者から順に合格者を決定する。

## ２　二次選抜

一般選抜における合格者数等が募集人員に満たない学科等において実施する。

(1) 検査実施日

・３月下旬

(2) 学力検査等

・面接を実施する。エントリーシートを面接の参考資料とする。

(3) 選抜方法

・面接の評価及び調査書を総合的に判断し、合格者を決定する。

## ３　その他の入学者選抜

## ３－１　帰国生選抜

(1) 検査実施日

・２月16日を基準日とする。

(2) 学力検査等

・学力検査及び面接（日本語による個人面接）を実施する。エントリーシートを面接の参考資料とする。

・学力検査の実施教科は、数学・英語の２教科とする。

(3) 選抜方法

・学力検査の成績及び面接の評価を総合的に判断し、合格者を決定する。

## ３－２　日本語指導が必要な生徒選抜

(1) 検査実施日

・２月16日を基準日とする。

(2) 学力検査等

・学力検査及び作文を実施する。

・学力検査の実施教科は、数学・英語の２教科とする。

・作文は日本語以外の使用を認める。

(3) 選抜方法

・学力検査の成績及び作文の評価を総合的に判断し、合格者を決定する。

## ３－３　自立支援選抜

(1) 検査実施日

・２月16日を基準日とする。

(2) 学力検査等

・面接（保護者同伴）を実施する。エントリーシートを面接の参考資料とする。

(3) 選抜方法

・面接の評価及び調査書を総合的に判断し、合格者を決定する。

## ３－４　自立支援補充選抜

(1) 検査実施日

・３月下旬（二次選抜と同日程）

(2) 学力検査等

・面接（保護者同伴）を実施する。エントリーシートを面接の参考資料とする。

(3) 選抜方法

・面接の評価及び調査書を総合的に判断し、合格者を決定する。

## ３－５　秋季選抜

(1) 検査実施日

・９月中旬

(2) 学力検査等

・面接を実施する。エントリーシートを面接の参考資料とする。

(3) 選抜方法

・面接の評価を総合的に判断し、合格者を決定する。

## ４　追検査

一般選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜、自立支援選抜、秋季選抜において、学力検査等の当日に、自然災害、試験場に向かう途中の事故・事件、痴漢被害、身体・健康上の理由（新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症、疾病等、月経随伴症状等の体調不良等）等によりやむを得ず当日すべての検査を受験しなかった者を対象に追検査を実施する。

# 第３　その他

ここに定めるもののほか、昼間定時制に係る入学者選抜その他入学者選抜に関する必要な事項は、入学者選抜実施要項で定める。

　また、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜における大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜及び共生推進教室補充入学者選抜に係る具体的事項については、自立支援選抜及び自立支援補充選抜（第２「３－３　自立支援選抜」及び「３－４　自立支援補充選抜」参照）に準ずることとする。